

加入要領

◆団体制度における加入要領

保険期間（ご契約期間）：2024年11月1日午後4時から2025年11月1日午後4時まで  
 申込締切日：2024年9月20日（金）  
 加入申込票提出先：株式会社 朋栄  
 保険料払込方法：団体契約について・・・2025年1月27日（月）に口座引き去り  
 自動車(団体扱)について・・・保険始期の属する月の2か月後の27日  
 （金融機関休業日の場合は翌営業日）  
 加入資格：下記表より該当する保険の加入対象者をご覧ください。

団体傷害保険	加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員本人
	被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	「本人型」加入対象者ご本人(以下ご本人といいます)、ご本人の配偶者、ごども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族からお選びいただけます。 「夫婦型」・「家族型」 被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とする「夫婦」または「家族」(注)です。 ご本人、ご本人の配偶者、ごども、両親および兄弟姉妹 (注) 家族とは、本人および本人の配偶者*1、親族(本人または配偶者の同居の親族*2別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子)をいいます。 *1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 *2 親族とは6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
団体医療保険	加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員本人
	被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といいます)、ご本人の配偶者、ごども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族 最長80才までの補償継続が可能です。(ご継続時の年齢により保険料が変更となります)
団体ゴルフ保険	加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員本人
	被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といいます)、ご本人の配偶者、ごども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族

◆団体扱制度における加入要領

自動車保険	保険契約者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員の方 (注)大口団体割引30%は、2024年1月1日から2024年12月31日の間に始期日を有するご契約に適用されます。割引率はその団体のご契約台数と損害率をもとに毎年見直されます。
住まいの火災保険	保険契約者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員の方

**横浜銀行団体損害保険取扱代理店**  
損害保険・生命保険代理店

 **株式会社 朋栄**

TEL.045-201-3172 関連事業部  
受付時間:平日9:00~17:00(土日・祝日を除く)  
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル6階 <http://www.hoei-hoken.co.jp>

引受保険会社(引受幹事) **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**  
TEL.050-3460-1444 横浜支店企業営業課  
〒231-0005 横浜市中区本町5-48

(事故幹事) **損害保険ジャパン株式会社**

お問合わせ先

■この保険は株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループを被保険者とし、株式会社横浜銀行行友会会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

■ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ)に交付されます。加入者へは加入者証が交付されます。

●自動継続のため、既にご加入いただいている方は、同一セット(※)で継続されますので、加入申込票のご提出は不要です。その場合には個人情報の取扱いに関して同意したもとして継続いたします。

(※)傷害死亡保険金受取人をお申し出がない場合、法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

●保険金請求事故が多発した場合などについては、継続を中止させていただくことがあります。

●前年度と加入者の方で契約内容の変更・脱退をご希望される方は、加入申込票をご提出ください。

●改姓など、ご加入者内容が昨年と異なる場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡をお願いいたします。

●ご継続後の保険料は継続日時点の保険料率で計算されます。また、団体医療保険(疾病・がん)では保険始期日時点の満年齢により保険料が異なりますので、自動継続の場合でも昨年度と保険料が変わっている場合がございます。

●健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただけます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

横浜銀行行友会会員の皆さまへ

コンコルディア・フィナンシャルグループ総合補償(保障)制度

9月20日  
(金)  
締め切り

# 「団体損害保険」のご案内

パンフレット 中途加入も随時受付中

告知改定により、新規加入しやすくなりました!(団体医療保険)ぜひこの機会にご検討ください。

日常生活はリスクがいっぱい! 万一の時に備えは必要です!

団体制度

**団体傷害保険**  
[団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約セット)]

割引率  
**28%**  
団体割引**20%**  
損害率による割引**10%**



**団体医療保険**  
[団体総合生活補償保険(疾病補償特約・がん補償特約セット)]

団体割引  
**20%**適用



**団体ゴルフ保険**  
[団体総合生活補償保険(個賠型)]

団体割引 **20%**適用



団体扱制度

**自動車保険** 1年間  
大口団体割引(注)  
**30%**適用


一括払は一般の一時払契約で加入した場合と比べて5%割安です。

(注) 2024年1月1日から2024年12月31日の間に始期日を有するご契約に適用されます。割引率はその団体のご契約台数と損害率をもとに毎年見直されます。



**住まいの火災保険** 1年間

団体扱一括払契約は一般の一時払契約で加入した場合と比べて5%割安です。




横浜銀行キャラクターはまペン

横浜銀行行友会会員の皆さま

(詳細については裏表紙の「加入要領」をご覧ください)




# 「団体損害保険」ラインナップ


みなさんを取り巻くさまざまなリスクに備えるラインナップをご用意しています。  
ご家族を含め是非この機会にご加入をご検討ください。


団体制度


団体扱制度


身の回りのリスク	対応する保険	特長	加入年令制限	保険期間 (ご契約期間)	申込締切日	詳細	目次
----------	--------	----	--------	-----------------	-------	----	----

<p>死亡リスク</p> <p>入院リスク</p> <p>その他リスク</p> 	<p><b>団体傷害保険</b></p> <p>(団体総合生活補償保険(標準型))</p>	<p>1.国内はもちろん、国外でのさまざまなケガを補償します。</p> <p>2.天災危険補償特約のセットにより、波によるケガも補償します。</p> <p>3.日常生活賠償と受託物賠償責任を</p> <p>4.携行品損害は、国内はもちろん海外補償します。</p>	<p>偶然な事故によるケガ</p> <p>地震・噴火・津波によるケガ</p> <p>補償します。</p> <p>での事故も補償します。</p>	制限なし	2024/11/1～ 2025/11/1	2024/9/20	5ページ▶	団体傷害保険の補償内容
---	---	---	---	------	-------------------------	-----------	-------	-------------

<p>入院リスク</p> <p>手術リスク</p> <p>退院後リスク</p> 	<p><b>団体医療保険 疾病・がん</b></p> <p>(団体総合生活補償保険(MS&amp;AD型))</p>	<p>1.団体割引20%の適用により、病気に一般で加入するより割安な保険料で補償します。</p> <p>2.1泊2日の入院も日帰り手術も保険対象となります。</p> <p>3.疾病プラン(ADS・AD・BDS・BD型)、がんを重点補償としたプラン(EDS・ED型)をご用意しています。</p> <p>4.先進医療費用を追加したプラン(CDS・DDS・EDS)を用意しています。</p>	<p>よる入院を一般で加入するより割安な保険料で補償します。</p> <p>金お支払いの</p> <p>CDS・CD (DDS・DD (ADS・BDS・</p>	<p>・新規加入は、70才(ADS・ADは60才)以下の方</p> <p>・継続加入は、最長80才以下の方</p>	2024/11/1～ 2025/11/1	2024/9/20	7ページ▶	団体医療保険 疾病・がんの補償内容
---	--	--	--	---	-------------------------	-----------	-------	----------------------

<p>ゴルフ関連リスク</p> 	<p><b>団体ゴルファー保険</b></p> <p>(団体総合生活補償保険(個賠型))</p>	<p>1.第三者に対する賠償事故、ゴルフの習中のケガ、用品の損害およびホールバトロス費用の4つの補償をセット</p> <p>2.国内はもちろん国外での事故も補償ルインワン・アルバトロス費用は国内</p> <p>3.団体割引20%適用により、個人契約より割安な保険料です。</p>	<p>プレー中や練習ルインワン・アルバトロス費用は国内</p> <p>します。(ホーのみ)</p> <p>で加入するより割安な保険料です。</p>	制限なし	2024/11/1～ 2025/11/1	2024/9/20	11ページ▶	団体ゴルファー保険の補償内容
---	--	---	---	------	-------------------------	-----------	--------	----------------

<p>マイカーを取り巻くリスク</p> 	<p><b>自動車保険</b></p>	<p>1.大口団体割引30%の適用により、一入いただくよりも保険料が割安です。</p> <p>2.ご本人はもちろんご家族のお車も契約いただくことができます。</p>	<p>一般契約でご加入</p> <p>「団体扱」でご加入</p>	制限なし	2024/1/1～ 2024/12/31 の間に始期日を有するご契約	随時お申込みいただけます。	13ページ▶	自動車保険の補償内容
---	---------------------	--	----------------------------------	------	--	---------------	--------	------------

<p>マイホームを取り巻くリスク</p> 	<p><b>住まいの火災保険</b></p>	<p>1.大切なお住まいや家財に対しての万補償します。</p> <p>2.火災だけでなく、風水災や盗難など事故を補償します。</p> <p>(補償内容は各引受保険会社の商品により異なります)</p> <p>3.火災保険とセットで地震保険にご加入とで、地震や津波による損害に対して</p>	<p>がーの事故を</p> <p>のさまざまな</p> <p>より異なります)</p> <p>入いただくことも補償します。</p>	制限なし		随時お申込みいただけます。	13ページ▶	住まいの火災保険の補償内容
--	------------------------	---	---	------	--	---------------	--------	---------------

# 以下のような事例\*で皆さまのお役に立ちました!

\*過去に実際にあった事故の支払例です。現在の補償内容とは一致しない場合があります。



## 傷害事故支払例

分類	状況	支払状況	支払金額	備考
海外旅行中	フランス・パリの地下鉄の駅の床に洗剤がまいてあった為、滑って転倒し右膝を骨折した	入院 9日 通院 3日	¥90,000 ¥20,400	
施設	老人ホーム施設の菜園の段差にたまたま転倒し右膝を骨折した	入院 24日 通院 24日 手術 10倍	¥72,000 ¥43,200 ¥30,000	
自宅	自宅でお茶を飲もうと鉄ビンに電気ポットでお湯を入れたところ高温で勢いよく湯気があがり右手親指以外の4本を火傷	通院 14日	¥25,200	
自宅	自宅の浴室で転倒し、尾てい骨を骨折した	入院 12日 通院 30日	¥24,000 ¥30,000	
自宅	自宅内で柱に右足小指をぶつけて骨折した	通院 26日	¥46,800	

★医師の治療を受ける事が必要になります ※医師とは「医師法」または「歯科医師法」に定める医師です。接骨院や整骨院で柔道整復師の治療を受けた場合も医師の治療に準じて保険金のお支払い対象となります。

**(ただし、鍼・灸・マッサージ・カイロプラクティック等の自由診療施術はお支払い対象とならないことがありますのでご注意ください)**

★傷害入院保険金は事故の日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となります。

★傷害通院保険金は180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となります。

※傷害入院保険金・傷害通院保険金はそれぞれ傷害入院保険金日額×入院日数、傷害通院保険金日額×通院日数がお支払い保険金となります。

★「むち打ち症」と「腰痛」については医学的他覚所見がある場合のみ保険金のお支払対象となります。

※医学的他覚所見とは一脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等の諸検査により、異常所見が認められたもの。

※なお、医学的他覚所見がある場合でも事故とは因果関係のないものはお支払いの対象とはならない場合があります。

例えば、…変形性脊椎症・椎間板障害・骨粗鬆症 等の「疾病」に該当するもの。



## ゴルフ事故事例

分類	状況	支払金額
ホールインワン	12番ホールでホールインワンを達成し、記念品を購入	¥300,000
携行品	ゴルフ練習中打席に入って振り上げが大きかったのか2Fの鉄骨にヘッドをぶつけヘッドの先端が裂けた	¥28,215
傷害	ボールが急斜面に落ちてボールを探すため急斜面に登ろうと力を入れた時右足ふくらはぎが肉離れをおこした ※通院3日	¥15,000



## 携行品事故支払例

分類	状況	支払金額	備考
ラケット	バドミントンの練習中、ラケットが第三者に接触し、ラケットが破損。	¥23,700	
衣類	職場近くで現金輸送車の立会い中につまづいて転倒しスーツのスボンの左膝が破けた	¥38,083	
腕時計	腕時計を腕から外して鞆に入れようとして誤って落としてしまい部品が外れ何処かについてしまった	¥12,500	
鞆	マンションの入り口で転倒。鞆を落とし傷がついた。	¥43,000	
釣竿	船上で釣りをしているとき、船が揺れて釣竿の先が当たり破損した	¥12,540	
カメラ	サファリパークの駐車場で手に持っていたカメラを落とし電源は入るが撮影ができなくなってしまった	¥17,196	
現金	スポーツクラブで着替えをする際、ロッカーに入れておいた現金7万円が盗まれた	¥47,000	※盗難の届出必須 通貨は合計5万円が限度

★日本国内、国外を問わず、ご自宅(ご自宅敷地)から持って出られた身の回り品(バック・時計・カメラ・衣類・現金等)が盗難・損傷・火災などの偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。(免責金額3,000円)

★1事故につき、1個、1組、1対あたり損害額が10万円を超える場合は10万円を限度としてお支払いします。

乗車券等または通貨・小切手は合計5万円を限度としてお支払いします。

★家族型の場合は、ご本人、配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子の身の回り品が対象となります。

★夫婦型の場合は、ご本人、配偶者の身の回り品が対象となります。

★置き忘れ、紛失については保険金をお支払いできません。

※盗難の際、警察への届け出は遺失物ではなく必ず盗難で届け出てください。

★株券、切手その他これらに類する物・クレジットカード・キャッシュカード・通帳・自転車・パスポート・運転免許証・義歯・コンタクトレンズ等は携行品には含まれません。

★原則として、修理費をお支払いいたします。

※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



## 賠償事故事例

分類	状況	支払金額
ボーリング	お子様がボーリングをしている最中ボールを左手に持ち右手でタッチパネルを操作する際シューズで滑ってバランスを崩しボールがあたり液晶パネルを破損した	賠償(対物) ¥75,600
釣り	釣りをしていて竿を後ろから前へ振り下ろした際に、後方にいた人の顔に釣り針が刺さり負傷させた	賠償(対人) ¥102,339
自宅	自宅庭を剪定中に切った枝が隣家の屋根瓦にぶつかり、瓦を2枚ほど破損させた	賠償(対物) ¥50,400
自転車	自転車で走行中見通しの悪い道を右折した際に、直進してきた相手自転車と衝突し、相手の自転車が歪み破損した	賠償(対物) ¥19,025
サーフィン	サーフィン中、相手のボードに当たり傷をつけてしまった	賠償(対物) ¥9,000

※補償の対象となる方の範囲は、加入型が本人型・夫婦型であっても本人、本人の配偶者、本人または本人の配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)または別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子となります。

(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(注)上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払対象とはなりませんのでご注意ください。

# 団体傷害保険のおすすめ

## 団体傷害保険 団体総合生活補償保険(標準型)

団体割引 **20%** × 損害率による割引 **10%**

### 被保険者ご本人となれる方

	①横浜銀行友会の会員	②横浜銀行友会の会員の配偶者	③横浜銀行友会の会員のお子さま	④横浜銀行友会の会員のご両親・兄弟姉妹(別居でも可)	⑤横浜銀行友会の会員と②~④以外の同居の親族
本人型	○	○	○	○	○
夫婦・家族型	○	○	○	○	×

### 「本人型」、「夫婦型」、「家族型」の被保険者範囲

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子(注4)
本人型	○	—	—
夫婦型	○	○	—
家族型	○	○	○

(注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。  
 (注2) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注3) これまでに婚姻歴がないことをいいます。  
 (注4) 「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

### ■国内、国外を問わず、交通事故はもちろん、仕事・スポーツ・旅行・家庭内外の日常生活におけるケガに対し、保険金をお支払いします。

【交通事故によるケガ】 【旅行中のケガ】 【お仕事でのケガ】 【スポーツ中のケガ】 【家庭内でのケガ】



Blocked

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

#### 日常生活賠償補償(免責金額:0円) ※1 ※2

日常生活中やレジャー中に、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたり、日本国内において電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになったとき、日常生活賠償保険金をお支払いします。

■日本国内で発生した賠償事故については、**示談交渉サービス**※がご利用になれます。  
 ※示談交渉サービスとは引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限り)。話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



水漏れをおこし、階下のお宅の家具に損害を与えた  
 出会い頭に自転車と衝突、ケガをさせた

#### 携行品損害補償(免責金額:3,000円)

外出中に携行しているご自身の身の回り品が、偶発な事故により損害を被ったとき携行品損害保険金をお支払いします。



カメラを誤って落として壊した  
 ひったくりに遭った

<補償の対象に含まれない主なもの>  
 携帯電話、スマートフォン、電子マネー・クレジットカード、自動車、眼鏡、コンタクトレンズ、動物物など  
 ※詳しくは「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。

#### 受託物賠償責任補償 ※1 ※2 (免責金額:5,000円)

国内・国外を問わず、他人から借りたもの、預かったりした物の破損や盗難による損害賠償金等をお支払いします。  
 (注) 被保険者が日本国内において受託し、管理する受託物に限ります。



※1 上記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金のお支払対象とならない場合がありますのでご注意ください。

※2 本人型・夫婦型・家族型にかかわらず、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子が被保険者となります。  
 (注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・団体総合生活補償保険サービスのご案内・団体総合生活補償保険サービスのご案内・ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



お支払いする保険金および費用保険金のご説明



団体総合生活補償保険サービスのご案内



### 一時払保険料と保険金額

**本人型** 団体割引20%、損害率による割引10%適用、職種別A、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約セット  
 傷害入院保険金支払対象期間 支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入・通院共通)

セット名	A	B	C	D
一時払保険料	12,990円	25,860円	38,830円	64,390円
傷害死亡・後遺障害保険金額	221.5万円	613万円	896.5万円	1,733万円
傷害入院保険金日額	2,500円	6,000円	9,400円	16,500円
傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 / 左記以外の手術:傷害入院保険金日額の5倍			
傷害通院保険金日額	1,800円	3,800円	6,300円	10,000円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)※			1億円	
携行品損害保険金額(免責金額3,000円)※			30万円	
受託物賠償責任保険金額(免責金額5,000円)※			10万円	
葬祭費用保険金額※			300万円	

**夫婦型** 団体割引20%、損害率による割引10%適用、職種別A、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約セット  
 傷害入院保険金支払対象期間 支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入・通院共通)

セット名	E	F	G
一時払保険料	20,810円	41,620円	62,420円
傷害死亡・後遺障害保険金額	本人 240万円 配偶者 170万円	440万円 340万円	700万円 545万円
傷害入院保険金日額	本人 2,600円 配偶者 2,300円	6,100円 4,600円	9,400円 6,400円
傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 / 左記以外の手術:傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額	本人 1,800円 配偶者 1,500円	4,100円 3,900円	6,300円 6,200円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)※			1億円
携行品損害保険金額(免責金額3,000円)※			30万円
受託物賠償責任保険金額(免責金額5,000円)※			10万円
葬祭費用保険金額※			300万円

**家族型** 団体割引20%、損害率による割引10%適用、職種別A、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約セット  
 傷害入院保険金支払対象期間 支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入・通院共通)

セット名	H	I	J
一時払保険料	27,630円	41,100円	68,240円
傷害死亡・後遺障害保険金額	本人 200万円 配偶者 150万円 親族 103万円	370万円 200万円 143万円	600万円 338万円 270万円
傷害入院保険金日額	本人 2,700円 配偶者 1,700円 親族 1,200円	5,200円 2,500円 1,800円	8,500円 4,500円 3,500円
傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 / 左記以外の手術:傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額	本人 1,800円 配偶者 1,000円 親族 1,000円	2,700円 1,700円 1,600円	4,600円 3,600円 2,600円
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)※			1億円
携行品損害保険金額(免責金額3,000円)※			30万円
受託物賠償責任保険金額(免責金額5,000円)※			10万円
葬祭費用保険金額※			300万円

●上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)、損害率による割引10%を適用して計算されています。  
 ●保険始期日時点で満15才未満の方はDセットにご加入いただけます。

(※) 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあり、補償が重複することがあります。  
 補償が重複する時、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。  
 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

保険料は被保険者(本人型のご本人、夫婦型のご本人、家族型のご本人)の職種別により異なります。上記プランは職種別Aで計算しています。職種別Bの職種に従事されている場合は保険金額を減額調整させていただきますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

職種別A・職種別B以外のご職業および主婦、学生、無職者など  
 職種別B1・農林業作業者、漁業作業者、採掘・採石作業者、自動車運転者(助手を含む)、木竹・草・つる製品製造作業、建設作業  
 (注) 告知いただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

団体傷害保険

団体医療保険  
 疾病・がん

団体ゴルフ保険

自動車保険

住まいの火災保険

団体傷害保険

団体医療保険  
 疾病・がん

団体ゴルフ保険

自動車保険

住まいの火災保険

# 団体医療保険 疾病・がんのおすすめ

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・団体総合生活補償保険サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



お支払いする保険金および費用保険金のご説明



健康状態告知についてのご案内



団体総合生活補償保険サービスの案内



## 団体医療保険（疾病） 団体総合生活補償保険（MS&AD型）

団体割引  
20%

### 被保険者ご本人となれる方

加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員の皆さま
被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といいますが)、ご本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族 最長80才までの補償継続が可能です。(ご継続時の年齢により保険料が変更となります)

### ■国内、国外を問わず、病気による入院・手術・放射線治療等を補償します。

【疾病入院・手術】 【疾病放射線治療】 【八大疾病一時金補償】 【葬祭費用補償】 【疾病退院時の一時金】 【祝退院】

【先進医療費用】

### こんなときに保険金をお支払いします

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

	お支払いする場合	ポイント
<b>疾病入院</b> (疾病入院保険金)	病気の治療のために入院したとき	●1回の入院につき 最大180日まで(支払対象期間1,095日) 1泊2日以上入院からお支払い
<b>疾病手術</b> (疾病手術保険金)	病気の治療のため所定の手術を受けたとき	●1回の手術について次の額をお支払いします。 (日帰り手術も補償します。) (入院中) 疾病入院保険金日額の10倍 (入院中以外) 疾病入院保険金日額の5倍 *手術を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
<b>疾病放射線治療</b> (疾病放射線治療保険金)	病気の治療のため、所定の放射線治療を受けたとき	疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *放射線治療を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
<b>疾病退院時の一時金</b> (疾病退院時一時金)	病気で14日以上継続して入院し、生存して退院したとき または365日を超えて入院したとき	1回の入院につき1回のお支払いとなります。 退院後の療養費やお見舞い返し等にご利用できます。
<b>八大疾病一時金補償</b> (八大疾病一時金)	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変・慢性肝炎を発病し、所定の手術や症状の診断がされた場合に一時金をお支払いします。注2)	がんの場合 2年経過後の再発もお支払い 注1) がんと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した後の再発が対象となります。 がん以外の場合、この保険契約が継続されてきた初年度契約の始期日から通算してそれぞれ1回を限度とします。
<b>葬祭費用補償</b> (葬祭費用保険金)	病気やケガで、補償対象者が保険期間中に死亡し、補償対象者の配偶者・親族が葬祭費用を負担したとき 注3)	
<b>先進医療費用</b> (先進医療費用保険金) 国内のみ補償	保険期間中に先進医療を受けその費用を負担したとき 先進医療費用保険金(実費)をお支払いします。	最先端の治療費用に *保険期間を通じ、保険証券に記載された先進医療費用保険金額が限度となります。

※「先進医療」とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。

注1) 初年度契約の保険期間の開始時より前にかんがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といいますが)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。  
注2) がん・急性心筋梗塞・脳卒中の保険金支払回数は、三大疾病診断見舞金補償特約から通算となります。  
注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

●補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。  
●補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。  
●補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### 一時払保険料と保険金額

団体割引20%適用、特定精神障害補償特約(自動セット)

疾病入院保険金支払限度日数180日、支払対象期間1,095日、免責期間フランチャイズ1日

セット名	ADS	AD	BDS	BD	CDS	CD
疾病入院保険金日額	10,000円		5,000円		3,000円	
疾病手術保険金・ 疾病放射線治療保険金	入院中に受けた手術・放射線治療：疾病入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍					
疾病退院時一時金額	一時金10万円		一時金5万円		一時金3万円	
八大疾病一時金額	一時金100万円		一時金50万円		一時金30万円	
葬祭費用保険金額	限度額100万円		限度額50万円		限度額30万円	
先進医療費用保険金額	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円	—
0才(生後15日以上)~4才	29,290円	28,590円	14,990円	14,290円	9,270円	8,570円
5才~9才	11,300円	10,600円	6,000円	5,300円	3,880円	3,180円
10才~14才	10,140円	9,440円	5,420円	4,720円	3,530円	2,830円
15才~19才	9,540円	8,840円	5,120円	4,420円	3,350円	2,650円
20才~24才	11,500円	10,800円	6,100円	5,400円	3,940円	3,240円
25才~29才	15,600円	14,900円	8,150円	7,450円	5,170円	4,470円
30才~34才	18,950円	18,250円	9,820円	9,120円	6,170円	5,470円
35才~39才	22,450円	21,750円	11,570円	10,870円	7,230円	6,530円
40才~44才	26,350円	25,650円	13,530円	12,830円	8,400円	7,700円
45才~49才	37,030円	36,330円	18,860円	18,160円	11,600円	10,900円
50才~54才	54,330円	53,630円	27,520円	26,820円	16,790円	16,090円
55才~59才	80,960円	80,260円	40,830円	40,130円	24,770円	24,070円
60才	123,990円	123,290円	62,340円	61,640円	37,680円	36,980円
61才~64才	123,990円	123,290円	62,340円	61,640円	37,680円	36,980円
65才~69才	179,270円	178,570円	90,000円	89,300円	54,280円	53,580円
70才	267,580円	266,880円	134,150円	133,450円	80,760円	80,060円
71才~74才	267,580円	266,880円	134,150円	133,450円	80,760円	80,060円
75才~79才	411,280円	410,580円	205,990円	205,290円	123,880円	123,180円
80才	667,660円	666,960円	334,190円	333,490円	200,790円	200,090円

※上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算しています。

※新規加入は、70才(ADS・ADは60才)以下の方に限ります。

※継続して加入される際に、保険金額の増額や先進医療費用の追加など補償内容を拡大する場合には、新たに健康状態の告知が必要となります。

団体傷害保険

団体医療保険  
疾病・がん

団体ゴルフ保険

自動車保険

住まいの火災保険

団体傷害保険

団体医療保険  
疾病・がん

団体ゴルフ保険

自動車保険

住まいの火災保険

# 団体医療保険 疾病・がんのおすすめ

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内・団体総合生活補償保険サービスのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



お支払いする保険金および費用保険金のご説明



健康状態告知についてのご案内



団体総合生活補償保険サービスのご案内



## 団体医療保険（がん） 団体総合生活補償保険（MS&AD型）

団体割引  
20%

### 被保険者ご本人となれる方

加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行行友会会員の皆さま
被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といたします)、ご本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族 最長80才までの補償継続が可能です。(ご継続時の年齢により保険料が変更となります)

■国内、国外を問わず、がんによる入院・手術・放射線治療等を補償します。



### こんなときに保険金をお支払いします

●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

	お支払いする場合	ポイント
<b>がん診断</b> (がん診断保険金)	がんと診断確定されたとき一時金として <b>がん診断保険金額の全額</b> をお支払いします。 ※保険期間を通じ、「上皮内新生物」「悪性新生物」それぞれ1回のお支払いに限ります。	●2年超経過後の再発についてもお支払いします がんと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した後の再発が対象となります。
<b>がん入院</b> (がん入院保険金)	がんと診断確定され、入院したとき1日につき <b>がん入院保険金日額</b> をお支払いします。	支払限度日数は無制限 入院日数の制限はありませんので、長期入院も安心です。
<b>がん手術</b> (がん手術保険金)	がんと診断確定され、約款所定の手術を受けたとき <b>がん入院保険金日額の10倍または5倍</b> をお支払いします。	●1回の手術について次の額をお支払いします。 日帰り手術も補償 (入院中) がん入院保険金日額の10倍 (入院中以外) がん入院保険金日額の5倍 ※手術を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
<b>がん放射線治療</b> (がん放射線治療保険金)	がんと診断確定され、約款所定の放射線治療を受けたとき <b>がん入院保険金日額の10倍</b> をお支払いします。	がん入院保険金日額の10倍をお支払いします。 ※放射線治療を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。
<b>がん退院時の一時金</b> (がん退院時一時金)	がんと診断確定され、14日以上継続して入院し、生存して退院したときまたは365日を超えて入院したとき <b>がん退院時一時金</b> をお支払いします。	●1回の入院につき1回のお支払いとなります。 退院後の療養費やお見舞い返し等にご利用できます。
<b>がん先進医療費用</b> (がん先進医療費用保険金) 国内のみ補償	がんと診断確定され、そのがんの治療のため、保険期間中に先進医療を受け、その費用を負担したとき <b>がん先進医療費用保険金(実費)</b> をお支払いします。	最先端の治療費用に ※保険期間を通じ、保険証券に記載されたがん先進医療費用保険金額が限度となります。

※「先進医療」とは、将来的な保険導入のための評価が必要なものとして、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を行います。また、医療技術ごとに定める施設基準に適合した病院等が届出により行うものに限られますので、対象となる医療行為、医療機関および適応症等は限定されています。  
\*「上皮内新生物」とは…がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。

注) 初年度契約の保険期間の開始日より前にがんと診断確定された場合またはがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日(待機期間といふ)を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。

### 一時払保険料と保険金額

団体割引20%適用  
がん入院保険金支払対象期間無制限、免責期間0日

セット名	DDS		DD		EDS		ED	
	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円
がん入院保険金日額	10,000円		5,000円		10,000円		5,000円	
がん手術保険金・がん放射線治療保険金	入院中に受けた手術・放射線治療：がん入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：がん入院保険金日額の5倍							
がん診断保険金額	一時金100万円		一時金50万円		一時金100万円		一時金50万円	
がん退院時一時金額	一時金10万円		一時金5万円		一時金10万円		一時金5万円	
がん先進医療費用保険金額	1,000万円	-	1,000万円	-	1,000万円	-	1,000万円	-
0才(生後15日以上)~4才	2,550円	2,320円	1,390円	1,160円	2,550円	2,320円	1,390円	1,160円
5才~9才	1,550円	1,320円	890円	660円	1,550円	1,320円	890円	660円
10才~14才	1,480円	1,250円	860円	630円	1,480円	1,250円	860円	630円
15才~19才	1,600円	1,370円	920円	690円	1,600円	1,370円	920円	690円
20才~24才	1,890円	1,660円	1,060円	830円	1,890円	1,660円	1,060円	830円
25才~29才	2,360円	2,130円	1,300円	1,070円	2,360円	2,130円	1,300円	1,070円
30才~34才	3,090円	2,860円	1,670円	1,440円	3,090円	2,860円	1,670円	1,440円
35才~39才	5,200円	4,970円	2,720円	2,490円	5,200円	4,970円	2,720円	2,490円
40才~44才	8,940円	8,710円	4,590円	4,360円	8,940円	8,710円	4,590円	4,360円
45才~49才	15,450円	15,220円	7,840円	7,610円	15,450円	15,220円	7,840円	7,610円
50才~54才	24,600円	24,370円	12,420円	12,190円	24,600円	24,370円	12,420円	12,190円
55才~59才	38,250円	38,020円	19,240円	19,010円	38,250円	38,020円	19,240円	19,010円
60才~64才	54,360円	54,130円	27,300円	27,070円	54,360円	54,130円	27,300円	27,070円
65才~69才	77,590円	77,360円	38,910円	38,680円	77,590円	77,360円	38,910円	38,680円
70才	100,130円	99,900円	50,190円	49,960円	100,130円	99,900円	50,190円	49,960円
71才~74才	100,130円	99,900円	50,190円	49,960円	100,130円	99,900円	50,190円	49,960円
75才~79才	109,600円	109,370円	54,920円	54,690円	109,600円	109,370円	54,920円	54,690円
80才	110,410円	110,180円	55,320円	55,090円	110,410円	110,180円	55,320円	55,090円

※上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算されています。

※新加入は70才以下の方に限ります。

※継続して加入される際に、保険金額の増額やがん先進医療費用の追加など補償内容を拡大する場合には、新たに健康状態の告知が必要となります。

団体傷害保険

団体医療保険  
疾病・がん

団体ゴルフ保険

自動車保険

住まいの火災保険

団体傷害保険

団体医療保険  
疾病・がん

団体ゴルフ保険

自動車保険

住まいの火災保険

# 団体ゴルファー保険のおすすめ

## 団体ゴルファー保険 団体総合生活補償保険(個賠型)

団体割引  
20%

### 被保険者ご本人となれる方

加入対象者(ご加入できる方)範囲	横浜銀行友会会員の皆さま
被保険者(補償の対象となる方)ご本人となれる方	加入対象者ご本人(以下ご本人といいます)、ご本人の配偶者、ごども、両親および兄弟姉妹、ご本人と同居している親族

### こんなときに保険金をお支払いします

\*補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

#### 1 法律上の損害賠償責任\*



被保険者(補償の対象となる方)がゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

#### 2 ご自身の傷害(ケガ)



被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガに対して、保険金をお支払いします。

#### 3 用品の損害



ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品※の盗難、ゴルフクラブの破損、曲損に対して保険金をお支払いします。(注)  
※ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をい、時計・財布等の携行品を除きます。

#### 4 ホールインワン・アルバイトロス費用補償



被保険者(補償の対象となる方)で、アマチュアゴルファーの方をいいます)が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバイトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。

**ご注意!** キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注) ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。  
\* この保険には、「示談交渉サービス」があります。詳細は、パンフレットP.12「事故が発生した場合(団体ゴルファー保険)」をご覧ください。

### 保険金額(ご契約金額)および一時払保険料と加入セット名

傷害入院保険金支払対象期間:支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日、支払限度日数90日、免責期間0日(入・通院共通)

セット名	X	Y	Z	V
ゴルフ保険(賠償責任保険金額(免責金額)(円))	1億円	1億円	1億円	1億円
傷害 死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円
傷害入院保険金額	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
ケガ 手術保険金	入院中の手術:傷害入院保険金額の10倍/左記以外の手術:傷害入院保険金額の5倍			
ケガ 通院保険金額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
ケガ ゴルフ用品保険金額	20万円	20万円	20万円	50万円
ケガ ホールインワン/アルバイトロス費用保険金額	20万円	30万円	50万円	100万円
一時払保険料	4,780円	5,780円	7,800円	14,330円
中途加入の場合				
12月加入の場合	4,390円	5,310円	7,160円	13,140円
1月	3,990円	4,830円	6,510円	11,950円
2月	3,600円	4,350円	5,860円	10,760円
3月	3,190円	3,850円	5,200円	9,550円
4月	2,800円	3,380円	4,560円	8,370円
5月	2,400円	2,900円	3,910円	7,170円
6月	1,990円	2,410円	3,250円	5,970円
7月	1,590円	1,930円	2,600円	4,780円
8月	1,220円	1,470円	1,970円	3,600円
9月	810円	970円	1,310円	2,390円
10月	400円	480円	650円	1,200円

- 上記の保険料は団体割引20%(被保険者(本人)数1,000名以上5,000名未満)を適用して計算されています。
- 特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度と同一の補償内容にて継続されます。
- 加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けを制限させていただきます。
- 中途加入をご希望される場合は、株式会社朋栄までお問合せください。

詳しくは右記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明を読み込み、ご確認ください。ご確認ください。ご確認ください。取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明  
GN22D010181  
https://admis.sdyw.com/gn/gd/0181/0181/0181.pdf

重要事項のご説明  
GN19D010069  
https://admis.sdyw.com/gn/gd/0069/0069/0069.pdf

重要事項のご説明  
GN19D010069  
https://admis.sdyw.com/gn/gd/0069/0069/0069.pdf

### ホールインワン・アルバイトロス費用についてのご注意

(1) 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバイトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃されたものに限り、同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます)

- ①同伴競技者
- ②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ファン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など

#### 【ご注意】

キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃※がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

\*上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバイトロスもお支払いの対象になります。

- ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃※がある場合
  - ・ホールインワンまたはアルバイトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合
- ※目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(2) 保険金のご請求にあたっては、必ずホールインワン/アルバイトロス費用の支払を証明する領収書と次の「ホールインワン等を証明する書類または証拠」のご提出が必要となります。

対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠
① 次のア、イの両方の方が目撃したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(注) (注) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ファン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者などをいいます。	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン/アルバイトロス証明書 同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン/アルバイトロス証明書
② 記録媒体に記録された映像等により被保険者がホールインワン等を達成したことが客観的に確認できるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できる記録媒体に記録された映像等
③ 公式競技において、上記の①、②のいずれかの方が目撃したホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン/アルバイトロス証明書

- ゴルフには、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等のゴルフに類似のスポーツは含まれません。
- この保険におけるゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目を問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
- この保険におけるゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みません。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- ホールインワン・アルバイトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- 賠償損害、用品の損害、ホールインワン/アルバイトロス費用については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 《事故が起こった場合(団体ゴルファー保険)》

- 事故が起こった場合には、遅滞なく(ゴルフ保険賠償特約をセットした契約でケガに関する事故が起こった場合は30日以内に)取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 示談交渉サービスとは引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限り)。賠償事故に関する被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- (注) 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

